令和８年度フィッシングツーリズム推進事業業務委託仕様書

1. **業務名**

令和８年度フィッシングツーリズム推進事業

2. **業務目的**

福岡県にある海を観光資源として活用し、国内外の釣り初心者から釣り愛好家、富裕層までが楽しめる釣り体験、地域の食、宿泊、観光スポットを組み合わせたオールインワン・フィッシングツアーの造成を進めるもの。

3. **委託業務の実施期間**

契約締結日から令和９年３月３１日まで

4. **業務内容**

（１）フィッシングツーリズム実施に向けた体制構築

・ 地域の協力を得ながら本事業を円滑に進めるため、地元の関係者（観光協会、遊漁船管理者、宿泊事業者、飲食事業者等）との関係を構築すること。
・ フィッシングツアー造成経験のある事業者やプロアングラーなどの釣りの有識者を本事業のアドバイザーとすること。なお、アドバイザーへの報酬及び所得税の源泉徴収は本契約に基づく報酬から行うこと。

（２）体験プログラムの造成

・ フィッシングツアーに組み込むことのできる釣りの体験プログラムを造成し、商品規格（商品名、内容、販売価格、手数料、予約・決済方法等）を整備すること。
・ 遊漁船やフィッシングガイドの手配、釣具のレンタル等に対応できるよう整備すること。
・ 福岡県を囲む海を漁場とすること。
・ 漁場近郊の飲食店または宿泊施設での釣魚調理サービスを必須とすること。

（３）モデルルートの造成

・ （２）で造成した体験プログラムを組み込んだモデルルートを初心者向け、中級者向け、富裕層向けの各１本、合計３本以上造成すること。
・ 食事、観光スポット（２箇所程度)、宿泊などの場所は、２市町以上（政令市を除く）を選択すること。

（例）中級者向けモデルルート

１日目	夕方	前泊
２日目	6：00～14：00 16：00～20：00 20：00～	体験プログラム チェックイン・入浴・食事 自由時間
３日目	終日	近隣市町村の観光

（４）ファムツアーの実施及びモデルルート磨き上げ

- （３）で造成したモデルルートを基に初心者向け、中級者向け、富裕層向けのファムツアーを各１本以上実施すること。
- 参加者のアンケートを行い、アンケートの結果のとりまとめを行うこと。
- ファムツアーの結果を踏まえ、モデルルートの磨き上げを行い、その結果を実施報告書にとりまとめること。
- ファムツアーは釣り系インフルエンサーやプロアングラー、旅行会社の商品造成担当者等の各４名以上を招聘すること。

（５）体験プログラム及びモデルルートのタリフ化

- （２）で造成した体験プログラム及び（３）で造成したモデルルートについて、商品規格を説明する資料を作成すること。
- 記載内容については県と協議の上、決定すること。

（６）ポータルサイトの制作・運営

①　福岡県観光サイト「クロスロードふくおか」・「Visit Fukuoka」への情報掲載について

- フィッシングツーリズムに関する特集記事と福岡県で実施されるフィッシングツーリズムに関する旅行商品を福岡観光サイト「クロスロードふくおか」・多言語サイト「Visit Fukuoka」（以下、「サイト」とする）に掲載・公開すること。
- １階層目は、トップページとし、フィッシングツーリズムの紹介に加え旅行商品を掲載し、２階層目に特集記事を掲載することを基本とし、ポータルサイトの構成については県と協議し決定すること。
- フィッシングツーリズムのWEBサイトの制作に関するすべての業務（企画、デザイン、構成、レイアウト、イラスト等の作成、編集、校正の一連の業務）を実施すること。
- 情報を確実にアップするため、サイトを管理している株式会社トラベルジップと連携すること。またその費用は株式会社トラベルジップと協議の上、本事業費に含むこととする。

（ア）　掲載言語

日本語、英語

※英語への翻訳についてはネイティブ若しくは同等の能力を有する者が行うこと。

（イ）　掲載場所

- 日本語サイト「クロスロードふくおか」　https://www.crossroadfukuoka.jp/
- 多言語サイト「Visit Fukuoka」　https://www.crossroadfukuoka.jp/en

②　フィッシングツーリズムに関する特集記事について

- フィッシングツーリズムについて発信する特集記事を写真やイラストを用いて３ページ以上制作すること。
- 特集記事作成の際の取材先へのアポイント取得等、取材に係る一連の業務は受託事業者が行うこと。

- 特集記事作成に係る写真は原則受託者が取材・撮影した写真とする。ただし、取材先から指定の写真の提供がある場合はこの限りではない。
- 前項に基づく使用写真について、福岡県の広報媒体（ＷＥＢやＳＮＳ、印刷物、イベント等）での使用や他の団体等に提供し、プロモーションに使用することができるよう、可能な限り二次使用も含めて許可を取ること。
- 取材で収集した画像データのうち二次使用可能なデータについては適時福岡県および福岡県観光連盟へ納品を行うこと。また、納品する画像データの名称、場所、収集元、著作権者、撮影許可者、トリミングおよび色加工の可否など、使用にあたって必要な情報をリスト化しておくこと。

（７）旅行商品造成・販売

- （５）のタリフを活用し、令和９年３月までに旅行商品を１本以上販売開始し、（６）で制作したポータルサイトに掲載すること。
- 旅行商品は決済機能のあるWEBサイトにも掲載し、（６）で制作したポータルサイトから遷移し販売できる構成にすること。

（８）その他

県と月１回以上定期報告会を開催すること。なお、必要に応じてアドバイザー、関係事業者を報告会に招集し、参加者の日程調整も行うこと。

5. 実績報告

（１）事業実績報告書の提出

委託業務を完了した場合は、報告書を作成、提出の後、県の検査を受検し、契約期間内に合格し、業務を完了すること。

- ■ 納品期限：令和９年３月３１日
- ■ 納品場所：福岡県商工部観光局観光振興課（「連絡先・提出先」を参照）
- ■ 納品数：紙媒体１部かつ電子データ（外付けＳＳＤ）１部
- ■ 電子データ：Windowsで表示可能な形式（PDF、WORD、Excel、PowerPoint等）とする。その他のソフトウェアを使用する場合は、発注者と別途協議すること。

（２）体験プログラム及びモデルルートのタリフデータの提出

体験プログラム及びモデルルートについて、商品規格を説明する資料を作成し、納品すること。

- ■ 納品期限：令和９年３月３１日
- ■ 納品場所：福岡県商工部観光局観光振興課（「連絡先・提出先」を参照）
- ■ 納品数：紙媒体１部かつ電子データ（外付けＳＳＤ）１部
- ■ 電子データ：Windowsで表示可能な形式（PDF、WORD、Excel、PowerPoint等）とする。その他のソフトウェアを使用する場合は、発注者と別途協議すること。

（３）体験プログラム及びモデルルートの写真素材の提出

体験プログラムについて、商品販売や紹介時等に利用可能な画像データを複数枚撮影し、発注

者が選定できる形で納品すること。

成果物として納品する事業者の情報や写真素材については、原則として二次利用（発注者である福岡県や福岡県の関連団体が実施する広報ツール制作や各種プロモーション活動、福岡県観光情報公式サイト「クロスロードふくおか」内での掲示、旅行事業者への提供等）ができる素材として納品すること。

■ 納品期限：令和９年３月３１日

■ 納品場所：福岡県商工部観光局観光振興課

■ 電子データ：Windowsで表示可能な形式（JPEG等）とする。

※JPEG形式については解像度350dpi以上のものとすること

その他のソフトウェアを使用する場合は、発注者と別途協議すること。

6. 著作権の取り扱い

- 受託者は、成果物に係る著作権を引き渡し時に発注者に無償譲渡するものとし、成果物の活用範囲（画像・動画の一部切り取りなどを指し、明らかな追加・加工・修正などの編集は含まない）において、二次利用を含む使用を認めるものとする。
- 第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。万一、第三者が有する知的財産権の侵害の申立てを受けた場合は、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む）において解決すること。

7. 個人情報の保護

本契約の履行に関連する受託者独自の個人情報の取扱いについては、「保有個人情報取扱特記事項」の規定に準じ、個人情報の漏洩・滅失・毀損の防止、その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

8. 秘密の保持

受託者は、本業務を履行する上で知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示又は漏洩してはならない。

9. その他

- 事業の詳細・遂行、仕様書に定めのない事項については、その都度、発注者と十分に協議の上、進めていくこと。
- 事故・トラブル等が発生した場合は、速やかに対処の上、発注者に報告すること。
- 県や観光関連事業者等と業務実施に関わる協議を行った場合は、受託者が都度速やかに議事録を作成し、県へ提出すること。
- 本業務を遂行するにあたり観光地への取材等が必要な場合、受託者は事前に該当施設や取材対象者の許可を得ることとする。また、取材時に撮影した写真・映像等に映り込んだ施設見学者や施設関係者の画像の掲載許諾についても受託者において行うものとする。
- 本業務に係る帳簿及び証拠書類については、委託事業の完了の日の属する年度の終了後 5 年間保存しなければならない。
- 本仕様書に記載する事項のほか、業務目的の遂行のために有効な方法がある場合は積極的に提

案すること。

- その他、本仕様書に定めのない事項については、発注者と受託者で協議の上、決定するものとする。